

## 令和元年度3月補正予算(No.1)の概要

令和元年台風第19号による被害に係る災害復旧に要する経費等を計上するほか、令和2年度予算に計上する事業の一部について、債務負担行為を設定し、事業の早期着工及び発注の平準化を図るもの

一般会計 総額 1,700,000千円

(以下単位は全て千円)

| 補正前         | 補正額       | 補正後         | 補正額の財源内訳  |         |
|-------------|-----------|-------------|-----------|---------|
|             |           |             | 特定財源      | 一般財源    |
| 309,559,000 | 1,700,000 | 311,259,000 | 1,338,171 | 361,829 |

**\* 歳入予算**

|         |         | 内 容                                      |                   |
|---------|---------|--|-------------------|
| 1 国庫支出金 | 452,371 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金<br>農林水産施設災害復旧事業費国庫補助金 | 424,119<br>28,252 |
| 2 繰越金   | 361,829 | 前年度剰余金                                   | 361,829           |
| 3 市債    | 885,800 | 補助・直轄災害復旧事業債(現年)                         | 387,900           |
|         |         | 補助・直轄災害復旧事業債(過年)                         | 14,900            |
|         |         | 一般単独災害復旧事業債                              | 512,800           |

**\* 歳出予算**

|   |           | 内 容   |  |
|---|-----------|---|--|
| 1 農林水産施設災害復旧費<br>(繰越明許費設定)<br>(津久井地域経済課)                      | 35,000    | 令和元年台風第19号により被害を受けた農林水産施設の災害復旧をするもの                         |  |
| 2 公共土木施設災害復旧費<br>(一部繰越明許費設定)<br>(道路計画課、道路整備課、津久井土木事務所、緑土木事務所) | 1,665,000 | 令和元年台風第19号により被害を受けた公共土木施設の災害復旧及び12月補正予算で計上した災害復旧費の財源更正をするもの |  |

**\* 債務負担行為の補正**

**【追加】**

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| 1 峰山霊園整備事業<br>(公園課)<br>限度額 26,491千円<br>期 間 令和元年度から令和2年度まで                                     | 峰山霊園における合葬式墓所の造成工事を行うもの     |
| 2 河川維持補修費<br>(河川課)<br>限度額 2,981千円(総額)<br>期 間 令和元年度から令和2年度まで                                   | 準用河川鳩川の柵渠補修工事を行うもの          |
| 3 道路関係事業 (19件)<br>(津久井土木事務所、緑土木事務所、中央土木事務所、南土木事務所)<br>限度額 171,795千円(総額)<br>期 間 令和元年度から令和2年度まで | 道路境界確定、道路維持補修及び舗装新設工事等を行うもの |
| 4 市立上鶴間中学校床改修工事<br>(学校施設課)<br>限度額 31,427千円<br>期 間 令和元年度から令和2年度まで                              | 市立上鶴間中学校の床改修工事を行うもの         |

## 下水道事業会計

### \* 債務負担行為の補正

#### 【追加】

- 1 深堀ポンプ場ほか5施設維持管理等委託  
限度額 213,620千円  
期間 令和元年度から令和2年度まで
- 2 マンホールポンプほか維持管理委託  
(農業集落排水施設)  
限度額 6,046千円(総額)  
期間 令和元年度から令和2年度まで
- 3 マンホールポンプほか維持管理委託  
(公共下水道)  
限度額 43,862千円(総額)  
期間 令和元年度から令和2年度まで

ポンプ場施設の管理運営委託等について、年度を通じた委託を実施するため、早期の契約事務を行うために、債務負担行為を設定するもの

ポンプ場施設の管理運営委託等について、年度を通じた委託を実施するため、早期の契約事務を行うために、債務負担行為を設定するもの

ポンプ場施設の管理運営委託等について、年度を通じた委託を実施するため、早期の契約事務を行うために、債務負担行為を設定するもの